

# 交通を巡る最近の状況について

---

平成26年2月3日

中国運輸局 企画観光部

交通企画課長 寺前 大

# I 交通政策基本法について

交通政策基本法は、豊かな国民生活の実現、国際競争力の強化、地域の活力の向上、大規模災害への対応などの交通に関する施策について、基本理念と、これを踏まえた国の施策の基本的な方向性を定めるとともに、交通政策基本計画を閣議決定しなければならない旨を定めることにより、例えば以下のような交通に関する課題に対し、政府が一丸となって取り組むための枠組みを構築し、関係者が一体となって交通政策を推進していくための法律です。

## <交通に関する課題>

- 人口減少、少子高齢化が加速度的に進展し、特に地方のバスなどの運輸事業の経営悪化が深刻化している中で、過疎化が進む地域における生活交通の確保
- 国際的な競争がますます激しくなる中で、経済成長著しいアジア太平洋地域の活力を取り込むために、国際的な人流・物流のネットワークを充実させること
- 東京を始めとする太平洋側の諸都市が、近い将来、大地震に見舞われる可能性が高い中、東日本大震災の経験を踏まえ、巨大災害への備えを万全なものとすること



**交通政策基本計画**の策定・実行により、政府が一丸となって対応



**国民生活の安定向上・国民経済の健全な発展を実現**

○交通政策基本法（平成25年法律第92号）（抄）  
（目的）

第一条 この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

## 「交通政策基本法」



基本理念や関係者の責務等を明確化



## 交通政策基本計画の閣議決定・国会報告

- 国際競争力の強化に必要な施策
- 大規模災害時への対応
- 環境負荷の低減に必要な施策
- 地域の活力の向上に必要な施策
- 生活交通確保やバリアフリー化
- まちづくりや観光立国の観点からの施策 等

必要な支援措置(法制上、財政上等)



毎年国会に年次報告(「交通政策白書(仮称)」)



我が国が抱える喫緊の課題に対し、政府・関係者が一体となり強力に交通政策を推進

- 平成23年3月に閣議決定された「交通基本法案」は平成24年11月に廃案となったが、その後、「交通政策基本法案」として国会に再度提出。平成25年秋の臨時国会で可決・成立した。

## ■平成23年

- 【第177回国会（通常国会）1/24～】  
3月8日閣議決定・国会提出、8月29日衆議院国土交通委員会に付託、  
8月31日衆議院本会議にて閉会中審査（継続審議）の議決
- 【第178回国会（臨時国会）9/13～】  
9月30日衆議院本会議にて閉会中審査（継続審議）の議決
- 【第179回国会（臨時国会）10/20～】  
12月9日衆議院本会議にて閉会中審査（継続審議）の議決

## ■平成24年

- 【第180回国会（通常国会）1/24～】  
8月7日衆議院国土交通委員会にて提案理由説明、8月22日衆議院国土交通委員会にて  
参考人質疑、9月7日衆議院本会議にて閉会中審査（継続審議）の議決
- 【第181回国会（臨時国会）10/29～】  
11月16日 衆議院解散に伴い廃案

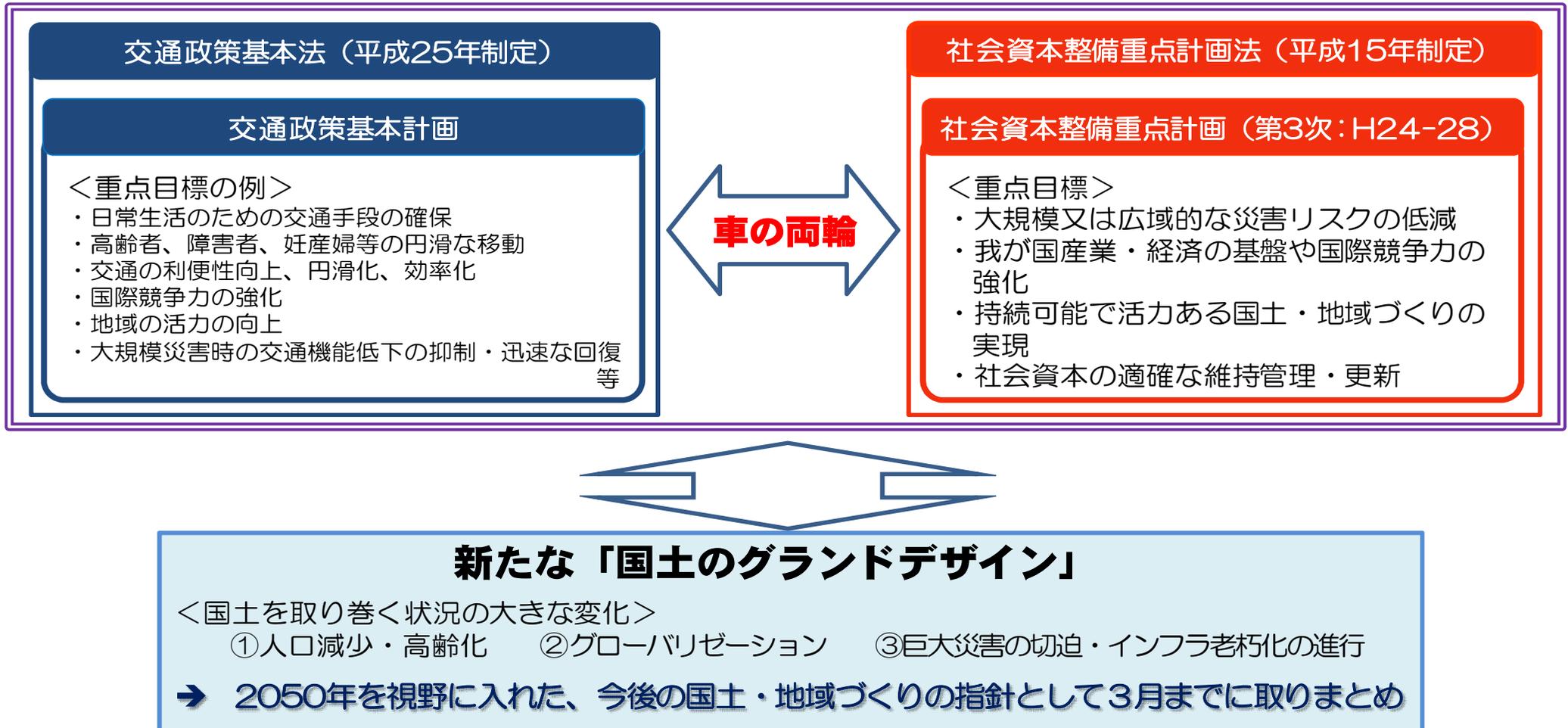
## ■平成25年

- 【第183回国会（通常国会）1/28～】  
「交通政策基本法案（仮称）」として通常国会への提出に向けた準備を進めるも、  
引き続き検討を要するとして提出されず。

## ■平成25年

- 【第185回国会（臨時国会）10/15～】  
「交通政策基本法案」として提出、11/15衆議院可決、11/27参議院可決  
12/4公布・施行

交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」と、社会資本整備重点計画法に基づく「社会資本整備重点計画」を車の両輪として施策を推進し、もって、今後の国土・地域づくりの指針となる、中長期（2050年）を見据えた、新たな「国土のグランドデザイン」の実現に寄与する。



※ なお、交通政策基本計画及び社会資本整備重点計画については、国土形成計画法に基づく国土形成計画と調和が保たれたものでなければならないこととされている。

## 基本理念等(第2条～第7条)

### 基本的認識(第2条)

#### 【交通の果たす以下の機能の発揮】

- ・国民の自立した生活の確保
- ・活発な地域間交流・国際交流
- ・物資の円滑な流通

→ 国民等の交通に対する基本的需要の充足

### 交通機能の確保・向上(第3条)

豊かな国民生活の実現

国際競争力の強化

地域の活力の向上

大規模災害への対応

### 環境負荷の低減(第4条)

### 適切な役割分担と連携(第5条・第6条)

### 交通の安全の確保(第7条)

交通安全対策基本法と相まって、本法案の交通施策と十分に連携の上推進

### 関係者の責務等(第8条～第11条)

### 関係者の連携・協力(第12条)

### 法制上、財政上の措置(第13条)

### 年次報告等(第14条)

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行(第15条)  
＜パブリックコメント、交政審・社整審への諮問、関係省庁との協議＞

## 国の施策(第16条～第31条)

### 【豊かな国民生活の実現】

- 日常生活の交通手段確保(第16条)…離島、山村等の有する諸条件への配慮
- 高齢者、障害者等の円滑な移動(第17条)…妊産婦、ベビーカー等にも配慮
- 交通の利便性向上、円滑化、効率化(第18条)…定時制確保、乗継ぎ円滑化

### 【国際競争力の強化】

- 国際競争力の強化に必要な施策(第19条)…ハブ港湾・ハブ空港、アクセス強化

### 【地域の活力の向上】

- 地域の活力の向上に必要な施策(第20条)…国内交通ネットワーク

- 運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展(第21条)

### 【大規模災害への対応】

- 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等に必要の施策(第22条)…耐震性向上、代替交通手段の確保、円滑な避難の確保

### 【環境負荷の低減】

- 交通に係る環境負荷の低減に必要な施策(第23条)…エコカー、モーダルシフト

### 【適切な役割分担と連携】

- 総合的な交通体系の整備(第24条)…交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
- 連携による施策の推進(第25条～第25条)…まちづくり、観光等との連携

- 調査研究(第28条)

- 技術の開発及び普及(第29条)…ICTの活用

- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(第30条)…交通インフラの海外展開

- 国民等の立場に立った施策の実施(第31条)

## 地方公共団体の施策(第32条)

● 交通政策基本法は、「交通基本法案」（平成23年3月に閣議決定・平成24年11月廃案）から、東日本大震災や笹子トンネル事故など、様々な情勢の変化を踏まえて修正され、成立した。

- 法案の名称を「交通政策基本法案」に変更
- 「大規模災害への対応」に関する規定の新設《第3条第2項》
- 「国民等の生命・身体・財産の保護」の明示《第7条第1項》
- 「妊産婦・乳幼児を同伴する者の円滑な移動の促進」に関する規定の追加《第17条》
- 「国際競争力の強化」と「地域活力の向上」に関する規定を別立ての規定とし、内容を充実《第19条、第20条》
- 「運輸事業等の健全な発展」に関する規定の新設《第21条》
- 「大規模災害時の機能低下の抑制及び迅速な回復」に関する規定の新設《第22条》
- 「交通施設の老朽化への配慮」に関する規定の追加《第24条》
- 「交通に関する調査研究」に関する規定の新設《第28条》
- 「情報通信技術等の活用」に関する規定の追加《第29条》
- 「日本の技術・知識の海外展開」に関する規定の追加《第30条》

- 交通政策基本法には、交通にかかわる各主体（国・地方公共団体・交通事業者等・国民等）の責務、役割が明記されている。

## 国

- ・ 第二条から第六条までに定める交通に関する施策についての基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ・ 情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民等の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

## 地方公共団体

- ・ 基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・ 情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

## 交通事業者等

- ・ 基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- ・ 前項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

## 国民等（役割）

- ・ 基本理念についての理解を深め、その実現に向けて自ら取り組むことができる活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めることによって、基本理念の実現に積極的な役割を果たすものとする。

## 交通政策基本計画とは

政府が策定する、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通に関する施策に関する基本的な計画（基本法第15条）

### 交通政策基本計画に定めるべき事項

- 1) 交通に関する施策についての基本的な方針
- 2) 交通に関する施策についての目標
- 3) 交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 4) 前三号に掲げるもののほか、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### Point

- 交通政策基本計画は、パブリックコメント等の手続きを経て、平成26年度以降の早い段階で、閣議決定を目指すこととしている。
- 各自治体が、本計画に基づいて、計画や条例を別個に作る必要はない。

- 附帯決議とは、その法律の運用や、将来の立法によるその法律の改善についての希望などを表明するものであり、法律的な拘束力を有するものではないが、政府はこれを尊重することが求められる。

## 交通政策基本法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

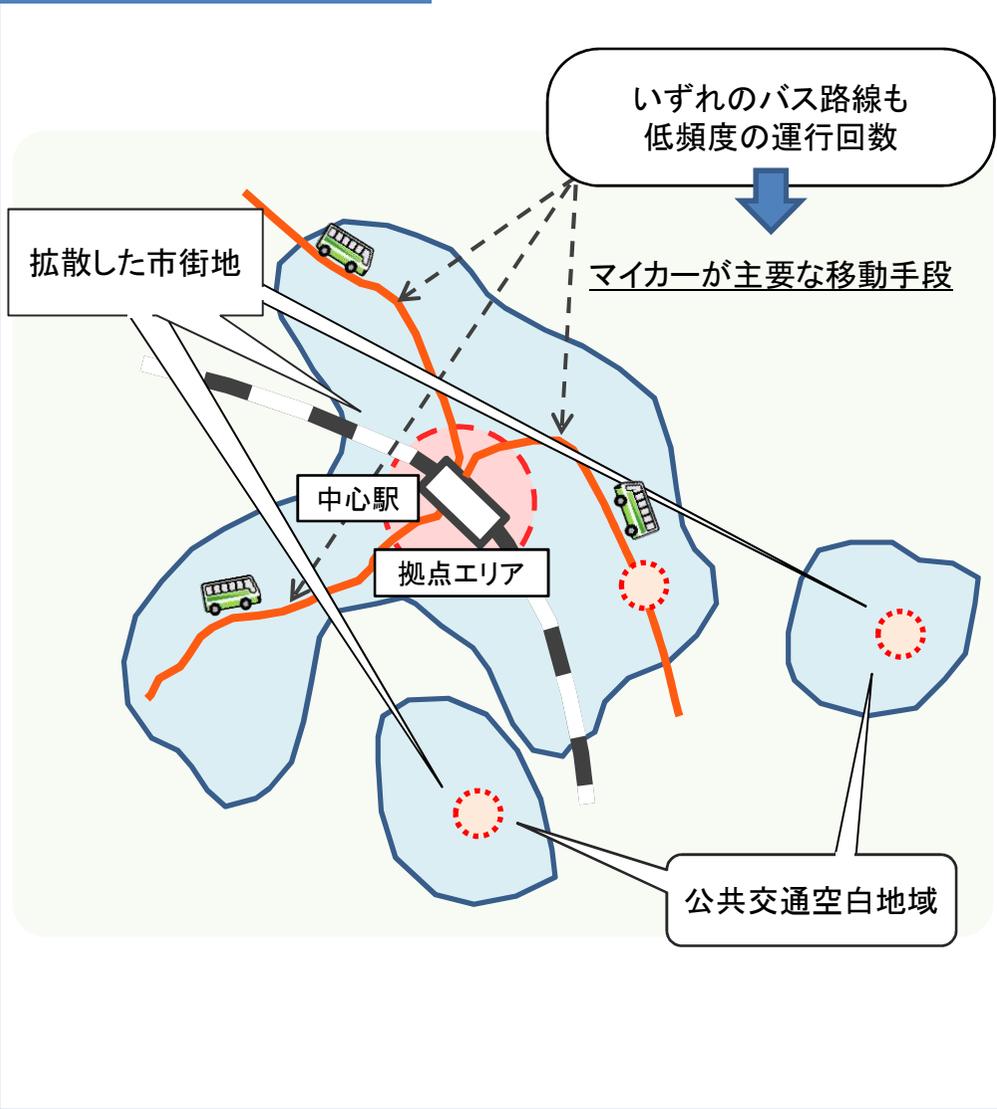
- 一 交通に関する施策の推進に当たっては、交通政策基本法案に基づく「交通政策基本計画」と、社会資本整備重点計画に基づく「社会資本整備重点計画」を車の両輪として取り組み、もって、今後の国土・地域づくりの指針となる、中長期を見据えた、新たな「国土のグランドデザイン」の実現に寄与すること。
- 二 交通においては、「安全の確保」があらゆることに優先する最も重要かつ基本的な事項であることから、道路交通安全等陸上交通の安全、船舶の保安等海上交通の安全及び航空保安等航空交通の安全の各分野について、関係法律で定めるところにより、万全を期すこと。また、交通に関する施策の推進に当たっては、交通安全対策基本法その他の交通の安全に関する法律等に基づき実施される施策と十分に連携し、交通の安全の確保に万全を期すこと。
- 三 交通に対する基本的な需要の充足に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦を含む国民が日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な移動、物資の円滑な流通等の需要を十分にくみとられたものとなるよう最大限配慮すること。
- 四 豊かな国民生活を実現し、我が国経済社会が力強く成長していくためには、交通の機能の確保及び向上を通じた地域格差の是正が極めて重要であり、このことを十分に踏まえて交通政策基本計画を策定すること。
- 五 交通の機能の確保及び向上に当たっては、エネルギーに関する国内外の情勢の変化を含む社会経済情勢の変化に的確に対応すること。
- 六 人口減少、少子高齢化の加速度的な進展や、国際競争の激化の中で、地域交通の確保や、国際海上及び国際航空の競争力強化は喫緊の課題であることを踏まえ、本法の成立を受け、地域交通や港湾の分野での個別法の見直し等を含む制度改正に速やかに取り組むこと。

## 交通政策基本法案に対する附帯決議（続き）

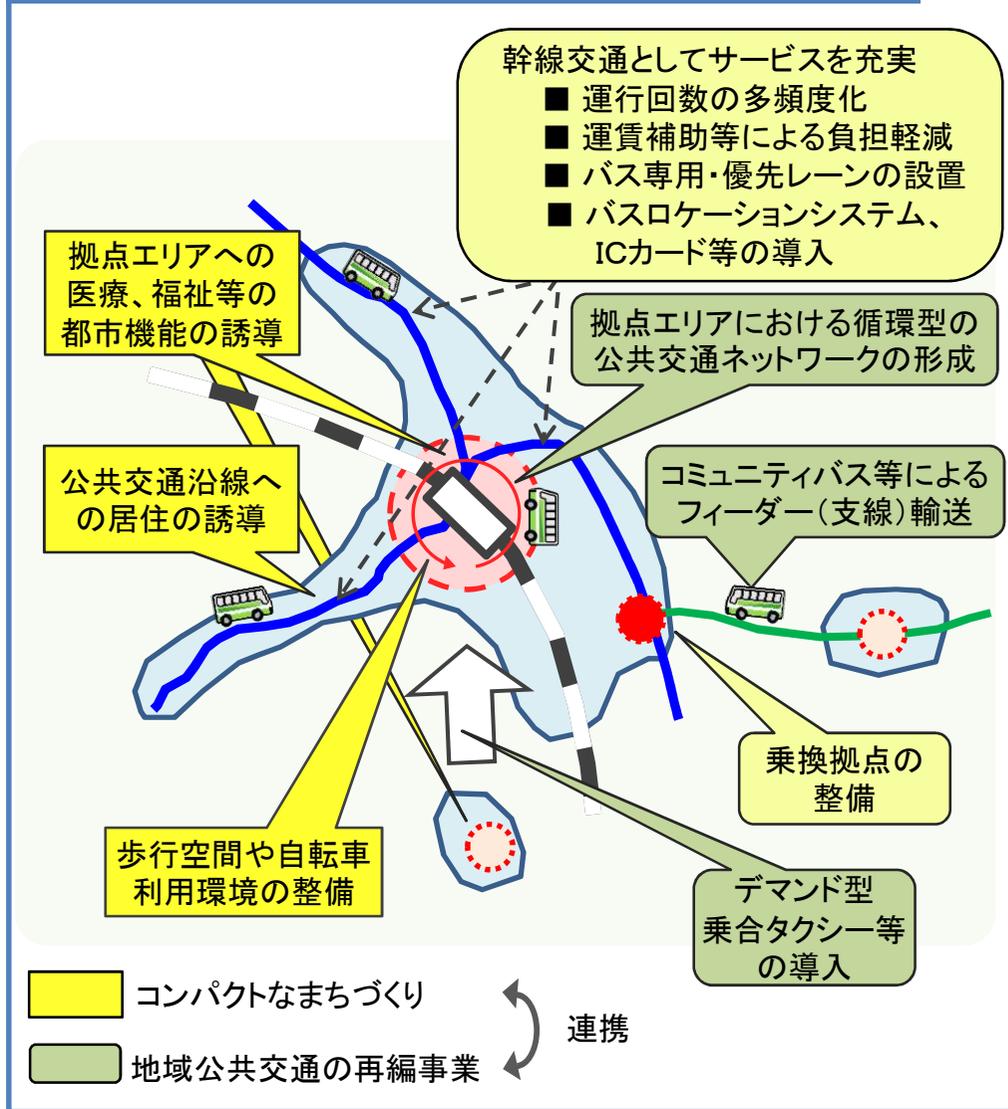
- 七 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保に当たっては、離島のほか、豪雪地帯、山村地域、半島地域、過疎地域といった地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域に関する自然的経済的社会的諸条件にも十分配慮する必要があること。
- 八 バリアフリー施策の推進に当たっては、例えば全国一律の基準ではカバーできない場合であっても、地域の実情に応じた運用を行えるようにするなど、利用者の目線での改善に努めること。
- 九 運輸事業その他の交通に関する事業が健全に発展し、サービスが安定して提供されるためには、交通に関する事業に従事する者の確保並びにこれらの者の労働環境の整備が重要であることに鑑み、交通に関する施策の推進に当たっては、交通に関する事業において必要とされる人材確保や労働環境改善にも十分に配慮すること。
- 十 大規模な災害が発生した場合における交通への支障の発生及び拡大を防止するため、老朽化対策を推進するとともに、交通施設の耐震化の向上、代替交通手段の整備、避難のための移動及び救援のための物資の輸送への配慮に努めること。
- 十一 二〇二〇年の東京オリンピック及びパラリンピックの開催に向けて、地方を含む日本の津々浦々まで外国人旅客が入込む国土・地域づくりを目指して、東京のみならず、地方部を含む形での交通手段の充実、移動の円滑化、観光旅客の円滑な往来の促進等を図るとともに、万が一の大規模災害発生時における交通機能の維持、円滑な避難の確保等に万全を期すること。
- 十二 交通による環境への負荷の低減を図るため、JR貨物や内航海運による貨物輸送への転換(モーダルシフト)をより一層推進するための取り組みを進めること。
- 十三 自転車は、国民にとって非常に手軽で身近な交通手段であると同時に、地球環境にも大変優しいものであることに鑑み、関係各省庁が連携して、今後、走行環境の改善などその利用促進に向けた施策とともに、自転車による事故の減少を図るための施策を総合的に講じること。
- 十四 交通に関する国際協力を推進するに当たっては、開発途上地域に対する人材の派遣や外国において災害が発生した場合の交通施設の復旧等の支援にも十分に配慮すること。

## Ⅱ 地域公共交通の充実に向けた 新たな枠組みについて

現状



まちづくりと一体となった公共交通の再編



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

## 市営バスの民間移管と複数のバス企業を巻き込んだ路線再編

○ 平成24年3月、熊本市が目指すべき公共交通ネットワークの将来像を示した公共交通ランドデザインを策定し、以下の3項目を柱に各種施策を展開。

- ① 基幹公共交通軸の強化
- ② 日常生活を支えるバス路線網の再編
- ③ 公共交通不便地域等の解消

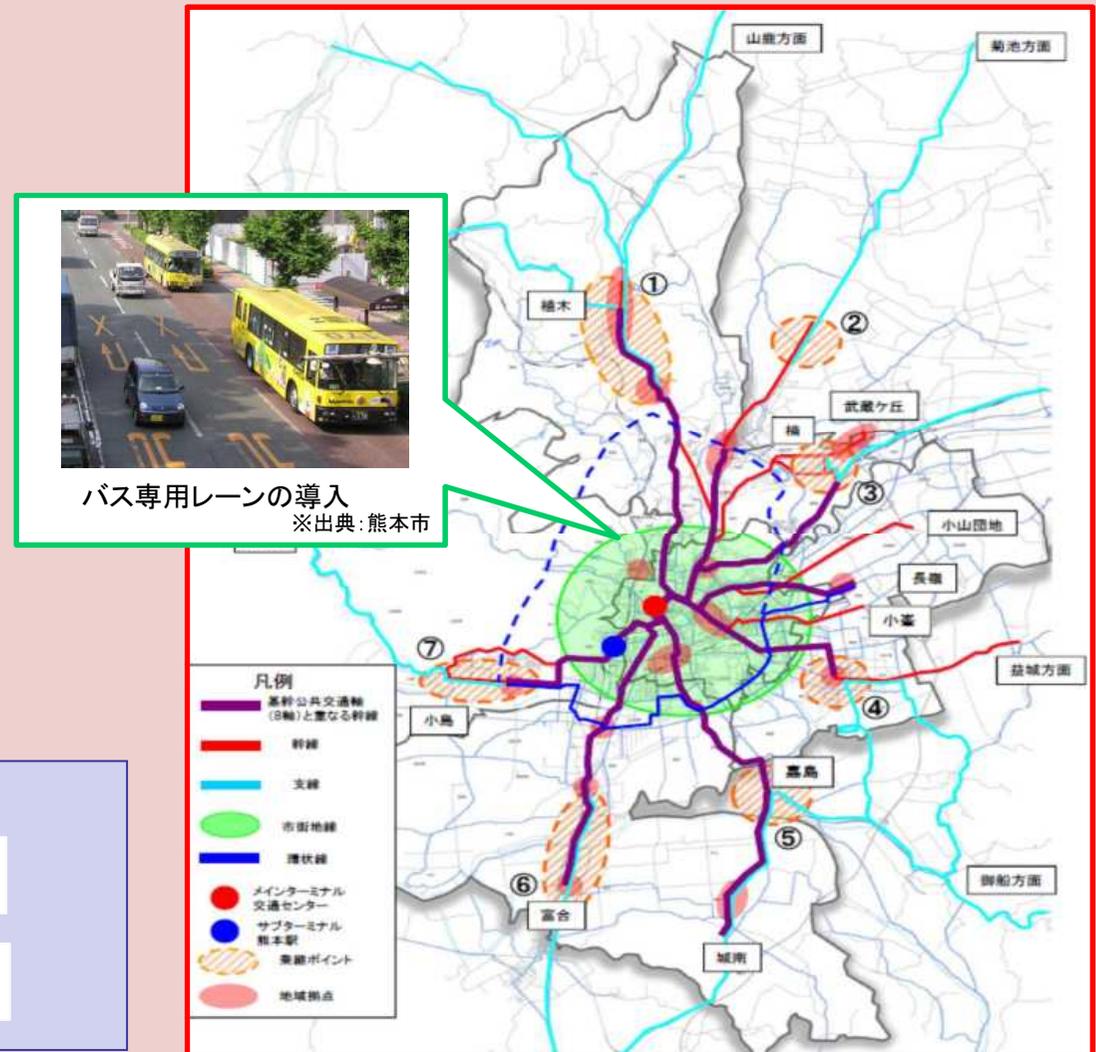
「熊本市公共交通ランドデザイン」(平成24年3月)

○ 市営バス路線を民間に移譲するとともに、他の4つの既存民間事業者を巻き込んだわかりやすく効率的なバス路線や運行体制の構築を目指す。  
(市・事業者共同で「バス路線網再編プログラム」作成(H25. 3))

### 期待される効果

バス利用者の利便性向上

バス事業者の持続安定的な経営



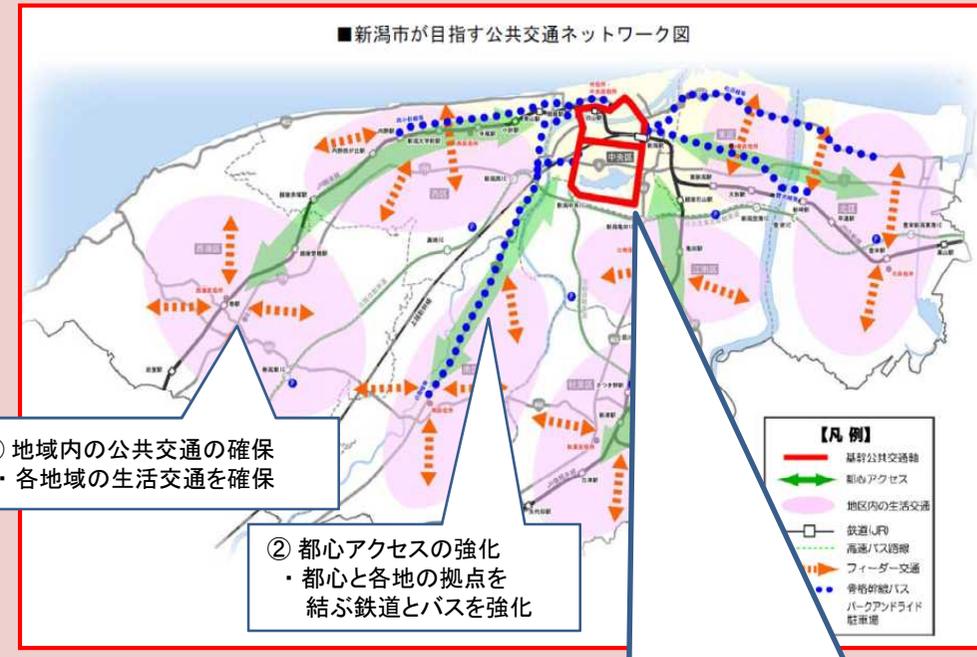
## 都心部へのBRTの導入とバスネットワークの再編

新潟市が「多核連携型都市」を目指し、交通施策と連動したまちづくりを推進。

具体的には、以下3つの視点から、基幹公共交通としてのBRTの導入を中心とした全市的な公共交通ネットワークの強化を目指す。

- ① 地域内の公共交通の確保
- ② 都心アクセスの強化
- ③ 基幹公共交通の強化

※ 健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ  
総合特区指定地方公共団体



- ③ 基幹公共交通の強化  
・都心の主要拠点を結ぶ

BRTの導入



榎谷小路における  
BRTイメージ



※出典：新潟市

「にいがた交通戦略プラン」(平成20年3月)  
「新たな交通システム導入基本方針」(平成24年2月)  
「新潟市BRT第1期導入計画」(平成25年2月)

### 期待される効果

超高齢社会や環境問題への対応

まちなか再生・拠点性強化

健幸都市づくり

安心安全

BRT(Bus Rapid Transit):

バス専用道・専用レーンの導入や連節バスの導入等により定時性・速達性の向上や快適性の確保を図ったバス輸送システム。

## 地域公共交通活性化・再生法

### 基本方針

#### 地域公共交通総合連携計画

事業者と協議の上、市町村が協議会を開催し作成

- まちづくり、観光振興等の地域戦略と明確に結びついていない。
- 特定の路線にコミュニティバス等を導入するための単体の計画にとどまっている。

#### 地域公共交通特定事業

軌道運送  
高度化事業  
(LRTの整備)

鉄道事業  
再構築事業  
(上下分離)

...

実施計画

実施計画

...

<国による認定>

鉄道事業の「公有民営」(自治体が施設を保有し民間が経営する方式)制度の適用などの法律上の特例措置

## 見直しの概要

### 基本方針

交通政策基本法の基本理念を踏まえ、目指すべき基本的考え方を明確化

#### 地域公共交通網形成計画(仮称)

事業者と協議の上、市町村又は都道府県が協議会を開催し作成

- コンパクトシティや観光立国の実現に向けた取り組みとの連携
- 地域の交通サービス全体を対象とした総合的なネットワーク計画を策定

#### 地域公共交通特定事業

地域公共交通  
再編事業(仮称)

軌道運送  
高度化事業  
(LRTの整備)

鉄道事業  
再構築事業  
(上下分離)

...

自治体と事業者等の同意が必要

地域公共交通  
再編実施計画  
(仮称)

実施計画

実施計画

...

<国による認定>

左記に加え、

- ① 重点的、効率的な予算措置による支援(26年度予算においては、再編実施計画の策定に係る補助制度を創設予定)
- ② 再編実施計画を踏まえて道路運送法等の許認可を実施

## <主な審議事項>

- 社会経済情勢の変化に対応した今後の地域公共交通サービスのあり方
- 地域公共交通の充実を図るに当たっての関係者(国、都道府県、市町村、事業者等)の役割と責任の分担のあり方
- 関係者の役割分担を踏まえた、地域公共交通の充実を図るための制度的枠組みのあり方
- 地域公共交通の効率的な運営や、良質なサービスを確保するための方策

## <審議スケジュール>

### ○第1回 (平成25年9月11日)

- ・地域公共交通の現状等について
- ・今後の進め方

### ○第2回 (平成25年10月10日)

- ・委員によるプレゼンテーション①
- ・関係者からヒアリング①

### ○第3回 (平成25年10月28日)

- ・委員によるプレゼンテーション②
- ・関係者からヒアリング②
- ・第1回・第2回の議論の整理

### ○第4回 (平成25年11月28日)

- ・中間とりまとめ案骨子について議論

### ○第5回 (平成25年12月18日)

- ・中間とりまとめ

～ 平成26年1月以降、数回開催 ～

- ・中間とりまとめを踏まえ、今後検討すべき課題等について審議

### ○最終 (平成26年5月、6月頃)

- ・最終とりまとめ

## Ⅲ 平成26年度予算について

(地域公共交通確保維持改善事業 ～生活交通サバイバル戦略～)

地域の活性化等の成長戦略も踏まえ、多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援

1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持(地域公共交通確保維持事業)

<支援の内容>

- 過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行
- バス車両の更新等



- 離島航路・航空路の運航



2. 快適で安全な公共交通の構築(地域公共交通バリア解消促進等事業)

<支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備(\*)の更新等



- LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等



【LRT】  
低床式路面電車による  
幹線的な交通システム



【BRT】  
連節バス、バスレーン等を  
組み合わせた幹線的な交通  
システム



(\*)レール、マクラギ、ATS、車両等

3. 公共交通の充実を図るための  
計画策定等の後押し  
(地域公共交通調査等事業)

<支援の内容>

- 地域公共交通網の形成のための計画の策定に資する調査
- バスからデマンドタクシーへの転換等の生活交通の確保等に係る地域の合意形成に資する調査
- 公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進



【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行(運行費補助要件の緩和等の特例措置により対応)
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行(実証運行の通年化等の調査事業の特例措置により対応)



平成26年度予算案 25億円  
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

## 公共交通にのろう！

公共交通政策部に、「公共交通の利用促進」を目的とした交通全般に関するゆるキャラ、のりたろうが誕生しました！！

のりたろうは、「公共交通機関が好きなものの、猫であることを理由に各交通機関の採用を拒否され、やり場のない情熱から、自らが新たなハイブリッド公共交通機関になろうと決心し、かようなスタイルになった」という経歴の持ち主。

今後の活躍にご期待下さい！



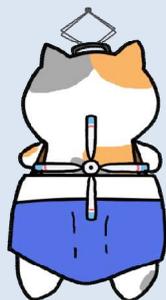
▼ まえ



▼ よこ



▼ うしろ



▼ ななめ



### ○プロフィール

- ・移動手段は徒歩
- ・猫であるため100歩ごとに休憩が必要
- ・定員は運転手を含め一人
- ・誕生日は12月4日（交通政策基本法の公布・施行日）